

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

組織の見直しをするため。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 庶務係 施設係 <u>管理係</u> <u>建築係</u></p> <p>学務課 管理係 学務係 学校保健係</p> <p>指導課 指導係 教職員係</p> <p>教育支援課 管理係 就学相談係 教育相談係</p> <p>学校給食課 管理係 東調理場係 西調理場係</p> <p>生涯学習推進センター 管理係 生涯学習係 市民交流大学係 柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係 文化財係</p> <p>2 ……略……</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 庶務係 施設係 <u>学校施設建替係</u></p> <p>学務課 管理係 学務係 学校保健係</p> <p>指導課 指導係 教職員係</p> <p>教育支援課 管理係 就学相談係 教育相談係</p> <p>学校給食課 管理係 東調理場係 西調理場係</p> <p>生涯学習推進センター 管理係 生涯学習係 市民交流大学係 柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係 文化財係</p> <p>2 ……略……</p>
<p>(職の設置及び職務)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 前条第1項に規定する課に課長を、<u>教育総務課に管理係及び建築係</u>の事務を掌理する学校施設建替担当課長を、生涯学習推進センターにセンター長を置く。課長、担当課長及びセンター長は、上司の命を受けて課及びセンターの事務を掌理する。</p> <p>3 ……略……</p> <p>4 事務局に<u>主任指導主事、統括指導主事</u>及び指導主事を置く。<u>主任指導主事、統括指導主事</u>及び指導主事は、教育長の命を受けて学校の教</p>	<p>(職の設置及び職務)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 前条第1項に規定する課に課長を、<u>教育総務課に学校施設建替係</u>の事務を掌理する学校施設建替担当課長を、生涯学習推進センターにセンター長を置く。課長、担当課長及びセンター長は、上司の命を受けて課及びセンターの事務を掌理する。</p> <p>3 ……略……</p> <p>4 事務局に<u>統括指導主事</u>及び指導主事を置く。<u>統括指導主事</u>及び指導主事は、教育長の命を受けて学校の教育課程、学習指導その他学校教</p>

育課程、学習指導その他学校教育に係る特定事項の指導に関する事務に従事する。

5 ……略……

6 ……略……

(事務分掌)

第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。

教育部

教育総務課

庶務係 ……略……

施設係 ……略……

管理係

- (1) 学校教育施設の建替えの総括に関すること。
- (2) 学校教育施設の建替えに係る企画、調整及び調査に関すること。
- (3) 学校教育施設の建替えに係る補助金の申請、財産処分等に関すること。

建築係

- (1) 学校教育施設の建替えに係る建築、設備等の企画、調整、調査、設計、施行及び監督に関すること。
- (2) 学校教育施設の建替えに係る補助金の申請、財産処分等に関すること。

学務課 ……略……

指導課 ……略……

教育支援課

育に係る特定事項の指導に関する事務に従事する。

5 ……略……

6 学校給食課に主査を置く。主査は、上司の命を受けて立川市学校給食共同調理場の新設、整備等に係る特定事項について課長を補佐する。

7 ……略……

(事務分掌)

第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。

教育部

教育総務課

庶務係 ……略……

施設係 ……略……

学校施設建替係

- (1) 学校教育施設の建替えに関すること。
- (2) 学校教育施設の建替えに係る補助金の申請、財産処分等に関すること。

学務課 ……略……

指導課 ……略……

教育支援課

管理係

(1)～(5) ……略……

(6) ……略……

就学相談係 ……略……

教育相談係

(1)～(6) ……略……

(7) 関係団体との連携会議の運営に関すること。

(8) 特別支援学級等設置校長会に関すること。

学校給食課 ……略……

生涯学習推進センター ……略……

2 ……略……

管理係

(1)～(5) ……略……

(6) 関係団体との連携会議の運営に関すること。

(7) 特別支援学級等設置校長会に関すること。

(8) ……略……

就学相談係 ……略……

教育相談係

(1)～(6) ……略……

学校給食課 ……略……

生涯学習推進センター ……略……

2 ……略……

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。